

勧誘規制強化は見送り

消費者委特商法専門調査会 法改正で一致点を見出せず

悪質事業者の排除へ連携強化

内閣府消費者委員会は、高齢者を中心に訪問販売や電話勧誘販売にまつわる消費者トラブルが増加傾向にあることを踏まえ、不招請勧誘の制限など勧誘に関する規制強化について検討するため、平成二十七年一月に特定商取引法専門調査会を立ち上げ、計十八回にわたり議論を進めてきたが、昨年十二月に報告書を取りまとめた。

同専門調査会の検討事項では、高齢者を中心とした勧誘に関する苦情相談の増加や再勧誘禁止規定の遵守状況を踏まえて、不招請勧誘の制限、アポイントメントセールスにおける来訪要請（飛び込み営業禁止等）、事前の参入規制など勧誘に関する規制の強化が課題として浮上。配置業

界内でも、新懸けが困難にならないか懸念する声があがっていた。全配協では、現行の再勧誘禁止規定の強化は、新規の顧客は飛び込み営業（各家庭を直接訪問し、医薬品を預ける方法）を基本としている配置商法の根幹に関わるものとして反対の意見書を提出したほか、全国中小企業団体中央会の経済法規検討委員会、業界代表委員を務めた服部利明帝都医薬品配置協同組合専務理事も配置販売業の「先利用後利」の商法や消費者との継続的な信頼関係の上に成り立つことなどを説き、健全な事業者と悪質な事業者を区別することなく規制を強化することに反対の意見を示した。

同専門調査会では、法改正に賛成

する消費者側に対して訪問や新聞販売など事業者側が反発。一律に規制をかける法改正に反対するともに、立法事実として国民生活センターのデータに特商法の適用を受けない商品・役務が加わるなど信憑性に問題があると主張。結局は法改正で一致点を見出せず、現行法の執行強化、警察行政との連携、情報共有化による悪質事業者の排除、相談体制の整備等で意見が一致し、報告書に盛り込まれた。

報告書では業界団体に対し、勧誘受託意思の確認の励行、再勧誘禁止の徹底など法令遵守、苦情対応、苦情相談対応の共有について行政機関との連携を積極的に進める必要性を提示している。

現状の課題として、新配置への移行割合が法人で四五％、個人で二九％に留まっていることが指摘されているほか、個人法人を問わず、「顧客の減少、売上の減少」が経営上の課題に挙げられている。加えて法人では「従業員確保」、個人では「競争の激化」「商品開発」「取り扱い品の廃止」などが指摘されている。

また今後の経営方針では、「現状

厚生労働省はこのほど、平成二十六年薬事工業生産動態統計年報を公表したが、配置用医薬品の生産額は前年比九・六％減の二百四億五千九百万円だった。

配置用医薬品の生産額は平成九年の六百八十五億四千五百円をピークに十七年連続で減少している。薬効分類別では総合感冒剤がトップをキープしたものの、前年比一七・七％の大幅減で、生産額は四十五億八千七百五十三万円。以下、混合ビタミン剤（A・D混合製剤を除く）の二十三億七千六百三十一万円、総合代謝性製剤の二十三億五千二百九十一万円とつづいている。

政府は平成二十八年度税制改正の大綱を決定したが、租税特別措置としてセルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設を新たに盛り込んだ。

同制度は、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして創設されたもので、平成二十九年一月から同

三十二年十二月までの五年間が対象となる。

この期間に自身や生計を一にする配偶者、親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合、その年中に支払った対価の合計額が一万二千円を超える場合はその超える部分の金額について、その年の総所得金額から控除する。上限は八万八千円。

ただし、控除を受ける世帯主が健

康の維持増進や疾病の予防への取り組みとして、年一回の定期健康診断や特定健康診査、がん検診、医師が関与する予防接種等を受けていることが条件となる。また現行の医療費控除の適用を並行して受けることはできない。

控除の対象となるスイッチOTC医薬品は、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が

医療保険給付の対象外のものを除く）とし、イブプロフェンやインドメタシン、ブロムヘキシン、フェルピナクなど八十二成分を指定している。（※別表参照）

配置でも馴染みのある成分が対象に含まれていることから、特定の品目の購入に対し、個別の領収書を発行するなど、適切な対応が求められることになる。

一般社団法人全国配置業協会（全配協）では、医療費抑制に向けて一般用医薬品の活用によるセルフメディケーションの推進が国策に掲げられる中、配置業の国民の健康に対する貢献度を把握するためアンケート調査を実施、その結果を公表した。

それによると、業界全体の得意先軒数は約二千万軒で、重置き等を考慮した全世帯への推計普及率は二二～一五％としている。

平均年間売上は、大手販社を除く法人業者が約三億四千万円、個人業者が六百万円。配置業界全体の売上は約二千億円と分析。

204億円(9.6%減)
26年の配置業生産額

維持」が最も多かったものの、個人では「事業縮小」が三〇％に及び、法人では「業態革新」「新懸け重視」「後継者育成」がそれぞれ二〇％近くに及んでいる。

28年税制改正

セルフメディケーション推進へ スイッチOTC薬控除創設

82成分対象

OTC薬控除の対象となる成分

アシクロビル、アシタザノラスト、L-アスパラギン酸カルシウム、アゼラスチン、アモロルフィン、アルミノプロフェン、アンプロキソール、イコサペント酸エチル、イソコナゾール、イソチベンジル（歯痛・歯槽膿漏薬に限る）、イブプロフェン、イブプロフェンピコノール、インドメタシン、ウフェナマート、エキサラミド、エコナゾール、エバステン、エビナスチン、エブラジノン、エメダスチン、オキシコナゾール、オキシメタゾリン、オキセサゼイン、カルボシステイン、クロトリマゾール（腔カンジダ治療薬に限る）、クロモグリク酸、ケトチフェン、ケトプロフェン、ゲファルナート、シクロピロクスオラミン、ジクロフェナク、シメチジン、ジメモルファン、スルコナゾール、セチリジン、セトラキサート、ソイステロール、ソファルコン、チオコナゾール、チキジウム、チメピジウム、テブレノン、テルピナフィン、トラニラスト、トリアムシノロンアセトニド、トリメブチン、トルシクラート、トロキシピド、ニコチン、ニザチジン、ネチコナゾール、ピコスルファート、ピソキサチン酢酸エステル、ビダラビン、ヒドロコルチゾン酪酸エステル、ビホナゾール、ピレンゼピン、ピロキシカム、ファモチジン、フェキソフェナジン、フェルピナク、プシルスコポラミン、フ化ナトリウム（洗口液に限る）、ブテナフィン、プラノプロフェン、フラボキサート、プレドニゾン吉草酸エステル、ブロムヘキシン、ベクロメタゾンプロピオン酸エステル、ヘプロニカート、ベミロラストカリウム、ポリエチレンスルホン酸、ポリエチレンホスファチルジコリン、ミコナゾール、メキタジン、メコバラミン、ユビデカレノン、ラニチジン、ラノコナゾール、ロキサチジン酢酸エステル、ロキソプロフェン、ロペラミド



広報 あゆみ 第64号
平成28年5月15日発行
一般社団法人 東京都医薬品配置協会
東京都台東区根岸5-13-9
TEL 03-3876-1309



法改正に併せ、自己点検項目を改定

販売制度改正から7年

既存配置・新配置を問わず「自己点検」励行を

既存配置販売業(附則第10条)の自己点検票(東京都作成)

*適正な状態の場合→○、適正でない場合→×、改善中の場合→△(なお、×・△印の項目を改善した時は×・△を○で囲み、改善年月日とその横に記入する事)

Table with columns for 'チェック項目' (Check Items), '既存配置販売業者' (Existing Configuration Retailer), and 'チェック欄(定期点検表)' (Check Columns). It lists various compliance items such as '区域管理者等について' (Regarding Area Managers), '配置販売業者の遵守事項等について' (Regarding Compliance of Configuration Retailers), and '医薬品の取り扱い等について' (Regarding Medication Handling).

*既存配置販売業・薬機法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)、関係政令及び関係省令の付則による経過措置を受ける業態。
*点検項目中の「規則」は薬機法施行規則 「旧々規則」…平成21年厚生労働省令第10号による改正前の薬機法施行規則を示す。

【参考】

※1 旧々規則第153条で準用する旧々規則第16条に定める事項を変更した時は遅滞なく変更届を行っているか

旧々薬機法施行規則 第十六条

(第十六条を百五十三条の準用規定に基づき配置販売業に関して読み替えること以下のとおり)

一 配置販売業者の氏名又は住所

二 配置販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員(氏名)

三 配置販売業者の名称

四 営業の区域

五 当該配置販売業において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類

六 前項の届出は、様式第六による届書を提出することにより行うものとする

七 前項の届書には、次の各号に掲げる届書の区分に応じ当該各号に定める書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を經由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りではない

一 第一項第一号に掲げる配置販売業者の氏名に係る届書

二 第一項第二号に掲げる配置販売業者の氏名に係る届書

三 第一項第三号に掲げる事項に係る届書

四 前項の届書に提出された書類のうち、当該届書の提出先とされている都道府県知事に提出された書類のうち、当該都道府県知事を經由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りではない

五 当該配置販売業の許可の記載事項

六 当該区域に勤務する薬剤師又は登録販売者の別

七 当該区域に勤務する薬剤師又は登録販売者の氏名及び担当業務

八 当該区域に勤務する者の名札等による区分に関する説明

九 営業時間

十 営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の配置販売による購入又は譲受けの申込みを受理する時間

十一 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先

十二 一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

十三 区域管理者等について

十四 配置販売業者の遵守事項等について

十五 医薬品の取り扱い等について

十六 特商法

十七 備考

十八 点検者

十九 点検者

二十 所属長

二十一 代表者

新配置販売業の自己点検票 (東京都作成)

* 適正な状態の場合→○、適正でない場合→×、改善中の場合→△ (なお、×・△印の項目を改善した時は×・△を○で囲み、改善年月日をその横に記入する事) (年度) 配置販売業者名又は区域管理者名

Table with columns: チェック項目, チェック内容, チェック欄 (定期点検表). Rows include: 1. 区域管理者等について, 2. 配置販売業者の遵守事項等について, 3. 専門家の体制等について, 4. 医薬品の取り扱い等について, 5. 配置販売の監督について, 6. 特商法, <備考>

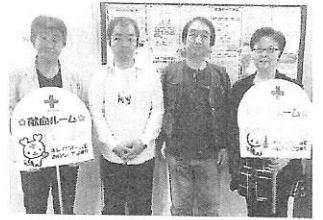
* 点検項目中の「規則」は薬機法施行規則を示す。

注... 薬機法は、法改正により平成26年11月25日から名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」となり、略称として「医薬品医療機器等法」「薬機法」とが用いられているが、ここでは、「薬機法」と表記した。

6・26 麻薬撲滅都民の集いに参加協力



薬務行政協力事業の一環として、六月二十七日午後一時三十分から四時まで、東京新宿ステーションスクエア（新宿アルタ前広場）で開催された東京都などが主催する平成二十七年度の「6・26 国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集いに参加協力した。協会では平成六年から毎年、独自に作成した紙風船を提供し、薬物乱用防止啓発用のパンフレットなどとともに街頭啓発活動で配布しているが、今年も都配置協会から高山会長ら二十六名の会員が参加協力。会場内や会場周辺で啓発運動を展開し、道行く人々に紙風船などを配布しながら薬物乱用防止を訴えるとともに、募金活動への協力も呼びかけた。事業終了後に中谷肇一都健康安全部長や石井都薬物乱用防止推進協議会会長らを囲んで記念撮影した。



受付430名・採血366名

都内3会場で一斉献血

薬務行政協力事業の一環として一斉献血事業を十月十八日午前十時から午後四時まで都内三カ所の献血ルームで実施した。

都民の薬事知識啓発で36回目の薬草勉強会

都民に対する薬事知識の普及啓蒙事業の一環として、昭和五十五年

から毎年開催し、今回で第三十六回を数える「薬物乱用防止と薬草勉強会」を八月二十八日に小平市中島町の東京都薬用植物園で開催、二十八名が参加した。

都福祉保健局健康安全部薬務課麻薬対策係の光川篤志係長から薬物乱用防止、都薬用植物園の統括管理責任者である公益社団法人東京生薬協会の山上勉氏から身近な薬用植物のテーマでそれぞれ講話を受けたあと、植物園内で栽培されている薬用植物を見学。参加者は職員らの説明に熱心に耳を傾けながら有意義な一時を過ごした。また同日は公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが運用する薬物乱用防止キャラクターも配備した。

なとお同事業に先立ち、正午から東大和市駅前では薬物乱用防止キャンペーンを実施、啓発パンフレットや紙風船などを配布しながら薬物乱用防止を訴え募金活動も行った。



当日は高山会長をはじめ、会員十一名が事業推進に協力。三会場合わせて、会員二十九名を含めて四百三十名が受付を行い、三百六十六名から献血協力を受けた。結果はつぎのとおり。

- 【池袋会場】（献血ルーム「池袋いーム」）
 - ▽当日は高山会長をはじめ、会員十一名が事業推進に協力。三会場合わせて、会員二十九名を含めて四百三十名が受付を行い、三百六十六名から献血協力を受けた。結果はつぎのとおり。
 - ▽事業協力会員 栗田勝治、大澤静夫、植村大司、居野家雅人
 - 【立川会場】（立川献血ルーム）
 - ▽受付 二百四十二名、採血 二百一十名（成分・五十四名、四〇〇ml・六十三名、二〇〇ml・三名）
 - ▽事業協力会員 室井邦春、高山友三郎、南宗信

都委託講習会 65名受講

都から薬許可を受けている全ての配置販売業者を対象とした都委託薬事講習会を七月二十二日午後一時三十分から文京区の都社会福祉保健医療研修センターで開催。都福祉保健局長健康安全部薬務課の早乙女芳明薬事監視担当課長が「最近の薬務行政について、都薬物専門講師を務める清水虎雄元都薬用植物園長が胃腸

に作用する薬（伝統薬）や「添付文書書胃腸薬の使用上の注意」「手を出す危険ドラッグ」等について、講義が行われた。受講者は六十五名。

107名に修了証交付

資質向上講習

年間三十時間以上の受講義務が課せられている既存配置販売従事者に対応した一定水準資質向上薬事講習会を開催、平成二十七年は座学講習として三月、四月、六月の計三回・十六時間実施（他に通信教育十四時間、延べ五百八十二名が受講し、百七名に修了証を交付した。講師は、今泉真知子、清水虎雄、渡邊徹の三氏。なお八月四日には欠席者を対象にした予備講習も開催したが、今年度から新法へ移行した配置業者の業許可更新が始まり、都薬事監視指導課免許係から更新に際して受講証・修了証の確認を行う旨の連絡を受けたことを踏まえ、新配置販売業者並びに同従事者（登録販売者）に求められている資質向上研修の中で、これまでの講義に含まれていなかった「配置販売従事者に求められる理念・倫理、関連法規」「リスク区分等の変更があった医薬品」の二項目につ

決算総会表彰受賞者

第三十五回定期決算総会を六月十二日になかのZEROで開催。表彰受賞者はつぎの皆さん。

【優良配置販売業者表彰】 居野家雅人（東部支部）、池本淳、野村明正（以上多摩支部）、岩瀬一郎、北川年男（以上西部支部）

【永年勤続表彰】（配置販売業者）六十年 梅谷勉、大村洋三、勇伊康司郎、五十年 見角清晴（配置従事者）十年 大戸亜美（三山薬品㈱）

渡邊徹先生ご逝去

都配置協会の資質向上薬事講習会の講師を務めていた渡邊徹先生が二月九日、心不全のため逝去されました。享年七十三歳。

渡邊先生は昭和四十年に厚生省に入省、業務局審査第二課長などを歴任したあと、日本薬剤師会専務理事、藤井基之参議院議員の政策秘書などを歴任されました。

高山会長が旭日双光章を受章

高山友三郎会長が平成二十七年秋の叙勲で旭日双光章を受章されました。協会関係の叙勲は平成十三年の有馬純吉元会長以来の栄誉。

- 知事功労賞（薬事功労）
 - 井上忠之（都配置協会元理事）
 - 都知事功労賞（薬事功労）
 - 大澤静夫（都配置協会理事）
 - 梅谷勉（都配置協会元理事）
 - 岡田譲治（都配置協会副会長）
 - 厚生労働省医薬・生活衛生局長
 - 感謝状（薬物乱用防止活動功労）
 - 服部利明（都配置協会副会長）

